配当公告

福井県大野市水落町六番七号
破産者　株式会社金森製材所

右の者に対する福井地方裁判所平成二十二年（フ）第一二九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
（一般債権）金六四、七五六、二一四円
（優先債権）金四四二、二〇〇円

一、配当することのできる金額
（一般債権）金一〇、九九六、三四一円
（優先債権）金四四二、二〇〇円

平成二十三年五月二十日
福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル二階　破産管財人　玄津　辰弥

配当公告

愛知県一宮市高田字前田二五番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市高田字郷廻り一九三番地　破産者　御幸建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十一年（フ）第三九一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二六二、二〇二、一五六円

（内優先的破産債権　金七四七、〇三八円）

一、配当をすることのできる金額
金二〇、〇二一、七一三円

（内優先的破産債権　金七四七、〇三八円）

平成二十三年五月二十日
名古屋市中区丸の内一丁目一七番二号第一四KTビル六階　破産管財人　佐藤　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北二二条東一八丁目三五四番地六〇、最後の住所札幌市南区川沿一四条二丁目一番六六号
被相続人　亡　松田ヒサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
札幌市中央区南一条西五丁目二〇番地郵政福祉札幌第一ビル4F
相続財産管理人司法書士　田苗　生代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山二丁目一番、最後の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山二丁目一番二〇号　被相続人　亡　石川　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
仙台市青葉区二日町一番二三号
相続財産管理人　弁護士　鈴木　忠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原甲四三二番地、最後の住所群馬県前橋市関根町六六八番地せきね園　被相続人　亡　齋藤　せつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号
相続財産管理人　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区扇一丁目四五四八番地、最後の住所千葉県山武市大木七八四四番地八六
被相続人　亡　高田　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号
やまちょうビル六階　渚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣瀬　理夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林一丁目三一番、最後の住所千葉県山武郡大網白里町北今泉九六五番地一〇　被相続人　亡　天谷　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号
やまちょうビル六階　渚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣瀬　理夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市森河内西二丁目一一番地、最後の住所東京都墨田区向島三丁目七番二―四〇一号　被相続人　亡　岡　憲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島六丁目三番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇五二番地栄光の杜　被相続人　亡　清水　富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市川中島町上氷鉋一〇八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小田切　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
事務所長野市吉田二―七―二一
相続財産管理人　堀越　倫世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区天ノ下町七五番地、最後の住所兵庫県西宮市一里山町七番三―二〇五号　被相続人　亡　三輪恵津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
神戸市中央区海岸通八番地神港ビル七階
神戸海都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市日方一一五二番地、最後の住所和歌山県和歌山市楠本二六六番地　喜望園　被相続人　亡　元吉　範雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日
和歌山県和歌山市三木町南ノ丁一八番地ライオンズマンション和歌山三木町二〇二号
相続財産管理人　弁護士　窪川　亮輔

決　算　公　告

平成23年5月20日

アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン　オレンジ・ストリート1209　コーポレーション・トラスト・センター

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド

日本における代表者　ロバート・エー・サイデル

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）（単位：百万ドル）

科目	金額	科目	金額
現預金	1,693	買掛金	2,033
売掛金	5,597	関係会社債務	24,842
貸付金	4,861	短期債務	2,271
土地・建物・備品	262	長期債務	48
関係会社権益	20,843	関係会社長期債務	88
その他資産	1,512	その他負債	2,999
		資本金	1
		余剰金	301
		利益剰余金	2,098
		累積包括損益	87
資産合計	**34,768**	**負債・純資産合計**	**34,768**